

○湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター条例

〔平成17年2月10日
条例第1号〕

改正 平成17年4月 1日 条例第6号 平成17年10月1日 条例第8号
平成18年2月15日 条例第2号 平成18年3月27日 条例第6号
平成31年2月15日 条例第1号 令和 3年4月 1日 条例第2号

湖北環境衛生組合し尿処理施設条例（昭和46年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、湖北環境衛生組合汚泥再生処理センターの設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 湖北環境衛生組合（以下「組合」という。）は、石岡市、かすみがうら市、小美玉市（以下「関係市」という。）から搬入されるし尿及び浄化槽汚泥等を衛生的に処理し、汚泥の堆肥化を通じて資源の有効利用を図り、環境衛生の向上に資するため、湖北環境衛生組合汚泥再生処理センター（以下「処理センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第3条 処理センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湖北環境衛生組合石岡クリーンセンター

位置 石岡市東府中25番1号

（処理センターの使用）

第4条 処理センターは、関係市及び廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条による関係市長の許可を受けた者）に限り使用するものとする。

2 処理センター使用に当たっては、管理者が別に定めるセンター内取締事項を遵守し担当職員の指示に従わなければならない。

3 関係市区域外より搬入したものについては、処理センターを使用することができない。但し、特に管理者が認めたときはこの限りではない。

（使用の禁止）

第5条 管理者が定める禁止事項に違反したとき又は、特別の事由があると認めた場合においては、処理センターの使用を禁止することができる。

（使用料）

第6条 関係市及び廃棄物処理業者において、処理センターを使用する場合下記の使用料を納めなければならない。

2 し尿及び浄化槽汚泥10kgにつき2円

3 処理水取水装置使用1台につき300円

(使用料徴収方法)

第7条 使用料の徴収方法は、次のとおりとする。

2 納入通知書により納入しなければならない。

(督促・滞納処分等)

第8条 使用料の督促、滞納処分、延滞金等に関しては、石岡市税外諸収入の滞納金督促手数料及び滞納金徴収条例（平成17年条例第67号）の例による。

2 管理者は、督促及び催告をもってしても使用料納入に応じない場合は、処理センターの使用許可を停止する。

(使用料の減免)

第9条 管理者が特に必要と認めた場合は、使用料を減免することができる。

(委任事項)

第10条 この条例の施行について必要な事項は管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(湖北環境衛生組合し尿処理施設条例の廃止)

2 湖北環境衛生組合し尿処理施設条例（昭和46年条例第16号）は、廃止する。

附 則（平成17年4月1日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月15日条例第2号）

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月15日条例第1号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日条例第2号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。